## ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ

# 古稀祝賀論文集の紹介 (八)

Festschrift für Hans Joachim Hirsch zum 70. Geburtstag, 1999

ディーター・レスナー「過失理論の試金石としての、スポーツに クリスチャン・キュール「緊急権における自由と連帯― ユルゲン・ザイアー「 国選弁護人の任命取消 マンフレト・マイヴァルト「資金洗浄罪の構成要件における解釈 ヴィルフリート・キューパー「生命を危殆化する措置」 クラウス・ロクシン「終了未遂の中止としての既遂の阻止. おける不注意な行態」 松 刑 法 読 -以上二〇〇一年三号 -以上二〇〇一年四号 以上 100 | 年 | 号 明 会 編

目

次

ギュンター・ヤコブス「客観的帰属論に関する覚え書き」

ハロー・オットー「危険な製品の供給に対する刑法上の責任

-以上1000年1号

ヴァルター・グロップ「『義務衝突』: 義務の衝突もなければ

ミヒャエル・ケーラー「帰責の概念」

フェリドゥン・イェニセイ「トルコの資金洗浄法について」 ハインツ・シェッヒ「延命措置の限界に関する未解決の諸問題

アルビン・エーザー「 比較法的視点における治療行為の規定につ -以上二〇〇〇年五号

衝突状態にある義務もない」

ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介(八)(松宮)

一六六三 (九五)

実践哲学に基づく法哲学的考察――」

由な行為について」エレン・シュリュヒター「結果犯における故意の原因において自

——以上 100 | 年五号

# 「 原因において自由な行為と堂々巡り」ギュンター・シュペンデル

Günter Spendel, Actio libera in causa und kein Ende, FS Hirsch, S. 379 ff.

の段階では実行行為として評価されうるのであり、その原因行いの批判に対処しようとするものである。シュペンデルの立場にわが国でも知られており(とくに神田宏「原因において自由な行為の法理素描」近畿大学法学四三巻一号一三六頁以下自由な行為の法理素描」近畿大学法学四三巻一号一三六頁以下は既にわが国でも知られており(とくに神田宏「原因において自由な行為(以下 a.l.i.c. と略記す本論文は、原因において自由な行為(以下 a.l.i.c. と略記す

く認められるというのである

立てはないので、紹介者において適宜分割し、見出しを付した。

それでは、以下に、本論文の内容を紹介する。

本論文には章

為時に責任能力が同時存在する以上、a.l.i.c.の処罰は問題な

いは、酔いつぶれるかどうか次第で、予備行為にも実行行為にあいば、酔いつぶれるかどうか次第で、予備行為にも実行行為に表にの類型ごとに結論を示しているだけで、理由がけに乏しいと言わざるをえない。また、同じ危険性をもったは明らかである。そして、最も説明されるが、シュペンデは明らかである。そして、最も説明されるが、シュペンデは明らかである。そして、最も説明されるが、シュペンデは明らかである。そして、最も説明されるが、シュペンデリに乏しいと言わざるをえない。また、同じ危険性をもったがけに乏しいと言わざるをえない。また、同じ危険性をもったがけに乏しいと言わざるをえない。また、同じ危険性をもったがけに乏しいと言わざるをえない。また、同じ危険性をもったがは見いかが、事後的に責任無能力状態が生じるかどうか、ある原因行為が、事後的に責任無能力状態が生じるかどうか、あるがは、かいい、シュペンデルの説明が説得的かつ十分なものかは相にないない。

議論の参考となりうるものと思われる。 としたところは、新たな問題意識を示すものであり、わが国の犯あるいは a.l.i.c. の形態での実行が可能であることを示そう犯あるいは a.l.i.c. の形態での実行が可能であることを示そうとしたところは、新たな問題意識を有する行為者であれば間接正が問題なのではなく行為者適格と犯罪類型について、自手犯だと考えられてい もなりうるというのは、余りに便宜的であると思われる。

### (参照条文)

わらず、自動車を運転した者は、五年以下の自由刑または罰金体的欠陥により、自動車を安全に運転できる状態にないにも拘その他の酩酊剤の摂取により、あるいは、⑤精神的あるいは身・三一五条c一項一号:道路交通において、@アルコール飲料

### 【はじめに】

に処せられる。

a.l.i.c. の法形象は、ここ数十年来、判例・学説で認められているが、今日では少なからぬ論者により疑問視され、拒絶されている。今世紀前半に、刑罰構成要件の行為は因果的事象とれている。今世紀前半に、刑罰構成要件の行為は因果的事象とれている。今世紀前半に、刑罰構成要件の行為は因果的事象とれている。 が誘因となったような原因連関に帰すことが疑われている。 な.l.i.c. に関しては、法治国家的要請が満足されないこと、構 が、例えば、法の歪曲(三三六条)構成要件に関する文言を著 が、例えば、法の歪曲(三三六条)構成要件に関する文言を著 が、例えば、法の歪曲(三三六条)構成要件に関する文言を著 が、例えば、法の歪曲(三三六条)構成要件に関する文言を著 が、例えば、法の歪曲(三三六条)構成要件に関する文言を著

### 【同時存在原則の再構成】

が分かる。同時存在原則は、客観的な行為の側面と主観的なそ なく」行為した場合について規定されているだけだということ はなく、消極的かつ不完全に、行為者が行為実行の際に「責任 ば、そこでは、同時存在原則は積極的に公式化されているので 観を排して、同時存在原則が導出される刑法二〇条を考察すれ ばならないとの誤った想定に固執するのが一般的である。先入 性でもっての自己酩酊が、少なくとも酩酊行為の未遂でなけれ たAが、殺害の時点では完全に酔っぱらっていた。) のみなら 意味しえない。間接的行為実行の場合 (BにXの殺害を依頼し れが実際に常に完全に重なりあっていなければならないことは 状態で一定の酩酊行為を実行するという故意あるいは予見可能 が認められなければならない、すなわち、責任を排除する酩酊 ように、行為者に責任がある時点で少なくとも当該犯罪の未遂 あるいは、否定されるという命題である。その際、呪縛された 律上要求されている「行為実行の際」の責任の存在が疑わしく. 議論の出発点となるのは、a.l.i.c. の法形象に関しては、法

Aが人里離れた保養施設に爆弾を設置し、行

はない。例えば、

ず、直接的行為実行の場合でも、そうした重なりあいは必要で

ていることも多いのである。

ていることも多いのである。

でいることも多いのである。

でいることも多いのである。

でいることも多いのである。

でいることも多いのである。

でいることも多いのである。

実行行為であるし、「行為の実行」に属しうるからである。こ備行為は、それ自体はたいていは可罰的ではないが、部分的ならに属しうるかであり、障害状態の基礎づけが事象の進展によ為の予備であるが、問題は、それが既に「行為実行」概念のも為の予備であるが、問題は、それが既に「行為実行」概念のも

じて実行」(刑法二五条一項後段)しているのである。

ために、行為者の予備が、人間的道具、被害者、行為者自身、にも妥当する。その計画の時点では、意図された目的に鑑みて、すなわち、事前的考察からすれば、ある犯罪の予備である行為は、それ自体はたいていは可罰的ではないが、部分的なまがありうる。このことは、量刑判断に際してのみならず、犯罪の規定そのものにも妥当する。その計画の時点では、意図された目的に鑑みて、も、後にそれが実現された後では、達成された目的に鑑みて、も、後にそれが実現された後では、達成された目的に鑑みて、も、後にそれが実現された後では、意図された目的に鑑みて、さいありうる。このごとがありうる。このことは、当該刑罰構成要件の実現に至れば、この問題は肯定されうる。予り刑罰構成要件の実現に至れば、この問題は肯定されうる。予り刑罰構成要件の実現に至れば、この問題は肯定され

は困難である。

常に生じうる。

第一の事例は、間接正犯の場合に、犯罪の未遂を、責任なき

的に実行し、医師は有責かつ間接的に、すなわち、「他者を通る。この場合、指示を実行する際には、看護婦は責任なく直接指示は一貫すればなお不可罰の謀殺予備だと評価する場合であ依頼した場合に、謀殺未遂を毒薬を与える時点に認め、医師の師が情を知らない看護婦に対し患者に致死的な薬を与えるよう行為媒介者による行為の実行の時点に認める場合、例えば、医行為媒介者による行為の実行の時点に認める場合、例えば、医

の時間的・場所的隔たりが大きいので、謀殺未遂を認めること的危険性は認められず、また、Aの行為と意図されたBの死といるBにも、踏破しにくい荒野のためそれ以外の者にも、直接害するため、人気の少ない岩石地帯にある盗品の隠し場所の前害二の事例は、銀行強盗Aが、長らく服役中の共犯者Bを殺第二の事例は、銀行強盗Aが、長らく服役中の共犯者Bを殺

となるが、このことは、Aがこの時点で自らの行為について想場合にはじめて謀殺未遂となり、Bが爆死した場合に謀殺既遂Aの行動は、何年か後に釈放されたBが隠し場所に近づいた

起していたか、前後不覚に酔っぱらっていたかとは無関係であ

あるいは、自然的出来事の補充的共同作用を要する場合には

る。これに対し、爆弾の敷設は、Bが刑務所内で死亡した場合 見解と同旨である。

的考察によるのとでいかに異なって評価されるかは明らかであ や地雷が錆び付いた場合には、予備行為にとどまる。ここでは、 一個の行為が、事態の進展により、事前的考察によるのと事後 行為を実行するために、この状態になるまで酔っぱらうことは される、a.l.i.c.の事例である。責任無能力状態で一定の犯罪 人間的道具あるいは被害者ではなく、行為者自身によって補充

が、侵入者が再び戻ってきたら飲むように、毒入り薬草酒の 入った瓶を自宅内に置いておいたというものであり、泥棒の死

1998, 209) にみられる。事案は、泥棒の被害にあった薬剤師

最近のBGH第一刑事部判決 (BGH JZ

同様の説明は、

を可能にし準備する薬剤師の行為は、殺人構成要件を実現する

には、すなわち、当該行為を実行するには、なお被害者による

そのために、被害者に対する危険性が増大した場合にはじめて れ、行為者によって期待された自傷行為を実行する準備をし 的な法益の危殆化、すなわち、謀殺未遂を、被害者が実際に現 補充的な共同作用を必要とするものであった。 BGH**は** 直接

行為の実行たりうることは否定しがたいとするヘルツベルクの みを認めたのである。これは、刑罰から自由な予備が原則的に ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介 (ハ)(松宮)

りで、事後的観察によれば実行行為となるであろう予備行為の

認められるとしている。そして、BGHは、それが認められな

い当該事案では、自傷行為 ( 毒入り酒の摂取 ) が行われ得た限

最後に、第三の事例は、予備行為が、他者によって、

しかも

画の予備である。この行為者は、自己の責任能力を放棄し、自

通常は、その実行のためにはなお酩酊行為を必要とする犯罪計

なき行為媒介者である他者なのか自分自身なのかは、違いをも 行為実行のために、有責に責任無能力状態に陥れたのが、責任 為者 (ここでは謀殺者) が、自らの計画実現のため、すなわち: 彼はもはや彼自身ではないのである。しかし、当然ながら、行 分自身から疎遠になり、比喩的に言えば他者になったのである。

の結果行為に分かれる限りで、行為の間接的実行 (ヒルシュ) の障害状態基礎づけ行為と構成要件的結果の直接的前提として 任無能力状態における酩酊行為、すなわち、間接的実行として は予見可能性をもっての有責な自己酩酊と「他者」すなわち責 たらしえない。a.l.i.c.の酩酊行為は、犯罪実行の故意あるい

だと言えるが、a.l.i.c. の場合には間接正犯という言い方はす べきではない。なぜなら、間接正犯の場合には、行為者の側で

六六七 ( 九九 )

二人の人が存在していなければならないからである。それゆえ、

れた猿を窃盗に用いたりする場合と同様に、直接正犯として評 例えば、歩行者にけがをさせるため犬をけしかけたり、調教さ a.l.i.c. における行為実行は、 動物を道具とした場合と同様に、

価されるべきである

## 【支配的理由づけに対する批判への反論】

自己酩酊と酩酊行為の因果性)

以上のような支配的見解の理由づけに対し最近よくなされる

というものがある。この問題提起は、因果関係確定に際しての を下回る状態でも実行しなかったであろうことは証明できない 批判として、行為者が当該行為をしらふあるいは二〇条の閾値

とするコンディティオ公式によって条件関係あるいは因果関係 論理的誤謬に基づいている。「仮定的取り除き手続き」を必要

けである。

てはいけないということは、学説の共有財でなければならない。 代替的行為、ここでは、しらふ状態での行為を付け加えて考え 酊を取り除いて考えるだけであり、代替的要因、より正確には、 を解明する際には、関心の対象である行為、ここでは、自己酩

認で十分であり、行為者がしらふの状態で何をなしたであろう

れば、酩酊行為は存在しなかったであろうかという消極的な確

従って、因果関係を確定するには、自己酩酊を取り除いて考え

である。理性ある法律家なら、短気者の怒りの爆発と侮辱者の と酩酊犯罪の間の条件関係あるいは原因関係は疑われず、自明 為はなかったであろうから、当該犯人がしらふ状態でも同様に である。a.l.i.c. の場合も同様で、自己酩酊がなければ酩酊行 情動の滞留がなければ情動行為には至らなかったであろうから していたかもしれないであろうとして疑問視しはしないだろう。 故殺との因果性を、落ち着いて考えても同様に当該行為を実行 かが積極的に解明される必要はない。こう考えれば、 自己酩酊

己酩酊の酩酊行為に対する因果性は排除されない。ここに問題 を発見し、反対の論拠を見出すのは、失礼ながら極端な見解だ 当該行為を実行したかもしれないであろうことによっては、自

a.l.i.c. の形態では実行されえないとする。これに対し、ヒル 行動を通じてのみ実行することができる「自手」犯だから、 うな交通犯罪は、行為者が、直接的に、すなわち、自らの身体 ない」行為が禁じられており、刑法三一五条←、三一六条のよ が原因でありそれと分離可能な結果の惹起としては捉えられえ 自手犯への適用可能性) BGHSt 42, 235 (第四部) は、「行為犯」に関しては「それ

ている。しかし、この結論をとるには、別のより正確な理由づ しており、第三者の正犯は存在していないとして、反論を加え として実行できるのか、それとも、自手性が必要だからできな 

他手的か自手的かはどちらでもよいことだからである

シュは、a.l.i.c.の場合には、責任無能力の行為者自身が実行

けが必要である 自手犯という概念に依拠することは、右の交通犯罪は、 間接 任能力者でも実行できる一般犯罪であるが、その独自性は、 いのかという問題設定は的はずれである。この犯罪は、どの責

例えば、酔っぱらった芸人が、サーカス演技場でオートバイや 的にも「他手的にも」実行されうるがゆえに、不確かである。 罰性が認められるには一定の行為者適格が獲得されなければな

合や、酔っぱらった父親が八歳の息子にハンドルを握らせ運転 サーカス小屋から百メートル離れたところで事故を起こした場 小型自動車を乗り回すよう訓練された猿に自分の車を運転させ、 自動車運転者で、しかも、精神的あるいは身体的欠陥に基づく 危殆化罪のうち、三一五条c一項一号bの場合には、行為者は らないところにあり、その限りでは特別犯罪である。道路交通

的行為実行であるが直接正犯であり、後の事例は、子供という させた場合が考えられる。前の事例は、動物的道具による間接 人間的道具による間接的実行であり、間接正犯である。しかし、 られる。そこで、単純に考えれば、しらふの者は三一五条cl の酩酊剤の摂取によって生じた運転不能状態によって基礎づけ 項一号a、三一六条の場合には、行為主体はアルコールその他 運転不能状態になければならない。これに対し、三一五条cl

に特別な行為者適格が欠けているからだということになる。

らの罪が行為実行の自手性を前提としているからではなく、彼 項一号a、三一六条の間接正犯となりえないが、それは、これ

できると信じさせて過失の酩酊運転へと唆したしらふの者(背 ありえないからである。それゆえ、酔っぱらった者にまだ運転 別な資格が欠けるために直接正犯たりえない者は間接正犯でも

ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介 (ハ)(松宮)

者なのか自分自身なのか、彼が酩酊行為を既遂に至らせたのが 備し実行に移した際に、さらなる行為実行へと投入したのが他 らった者は、その犯罪を a.l.i.c. の形態で実行しうるのでなけ

ればならない。なぜなら、彼が自己酩酊によって飲酒運転を準

三一六条の罪に関する未必の故意あるいは過失でもって完全な こうした自手的でない構成要件実現が可能だとすれば、例えば

責任無能力状態あるいは完全な運転不能状態になるまで酔っぱ

一六六九(一〇一)

後者)は、三一六条の犯罪を実行していないことになる。逆に、

完全に酔っぱらって責任無能力状態の飲み友達を運転へと決定

とにより、正当防衛の前提要件が懸念すべきほどに前倒しされ

任を問われることになる。は、間接的な「道路交通における酩酊」(三一六条)の廉で責づけた、酔っぱらって運転不能ではあるがなお責任能力ある者

ての性格、そして、自手犯との区別を認識していたが、この罪へルツベルクは、道路交通における酩酊の罪の特別犯罪とし任を問われることになる。

では例外的に「行為者適格と自手性が一致する」と考えていた。 では例外的に「行為者適格と自手性が一致する」と考えていた。 立立した犯罪への というに ( ) はらった芸人や父親に関する例が示すように、 直接的 る。 酔っぱらった芸人や父親に関する例が示すように、 直接的 る。 酔っぱらった芸人や父親に関する例が示すように、 直接的 る。 酔っぱらった芸人や父親に関する例が示すように、 直接的 る。 酔っぱらった芸人や父親に関する例が示すように、 直接的 なっぱらった () 自動車を答責 の自動車の運転である。 酔っぱらった芸人や父親に関する例が示すように、 直接的 なっぱらった () 自動車を答責 の自動車の運転である。 と考えていた。 こうして、 交通犯罪の構成要件からは、 こうした犯罪への こうして、 交通犯罪の構成要件からは、 こうした犯罪への こうして、 交通犯罪の構成要件からは、 こうした犯罪への には例外的に「行為者適格と自手性が一致する」と考えていた。

a.l.i.c. の適用に反対する根拠は導き出されえない。

(正当防衛の前提要件の前倒し)

最近、レナウは、未遂行為を自己酩酊の時点に前倒しするこ

ると思われる場合もありうる。例えば、アルコール中毒者が、ば、事情により、予備であると思われる場合も犯罪の未遂であてしまうと批判している。しかし、自己酩酊は、事前的にみれ

自己酩酊の中に、妻の身体・生命に対する直接的に差し迫った全く直接的に危険な身体傷害を開始している。この場合には、にバリケードを築いて立てこもったような場合には、この者は

に家で故意に飲酒し、既にそうした威嚇をなしたため、妻が家完全に酔っぱらった状態で妻を棒で殴るために、いつものよう

危険性、および、正当防衛ないし緊急救助が許されるような現

||日宮「バス情でによっれっ場合によくに発力庁代記はよれなお直接的に差し迫っておらず、それゆえ、なお現在しておらず、飲食店でなされ、大酒飲みによって意図された妻への攻撃がな在のいつでも突発しうる攻撃が認められる。他方、自己酩酊が

く否定される。従って、正当防衛の問題との関わりでの a.l.i.c自己酩酊が予備だとみられる場合には、正当防衛状況は争いな

(中止の可能性の制限)

に対する批判は、不適切である。

四条は、中止行為者の責任能力を前提としていないから、帰責同様に、中止の問題も、特別な問題をもたらさない。刑法ニ

(安田拓人)

## ギュンター・イェルーシェク

「行為責任、同時存在原則、間接・直接正犯

## 原因において自由な行為の復権について」――ハンス・ヨアヒム・ヒルシュによる

Günter Jerouschek, Tatschuld, Koinzidenzprinzip

und mittelbar-unmittelbare Täterschaft, Zur Rehabilitierung der actio libera in causa durch Hans Joachim Hirsch, FS Hirsch, S. 241 ff.

本論文は、原因において自由な行為 (以下 a.l.i.c. と略記す

る)に関する「連関説」の立場から、通説である構成要件モデ

て、責任の前倒しにより a.l.i.c. の処罰を肯定すべきだとするする必要はないとする出発点から、権利濫用の考え方を適用しルに多角的な批判を展開し、行為と責任の同時存在原則に固執

ものである。

よう。また、間接正犯類似説的な構成要件モデルが限定責任能ける間接正犯類似説批判を一歩前進させうるものであると言えるとの観点からの批判の内容には鋭いものがあり、わが国におとくに、a.l.i.c. の場合には道具が他者でなく同一人格であ

力規定の適用を招くのではないかとする問題意識はわが国では

余りもたれておらず、注目に値しよう。

表え方は法秩序の自然法的共有財だとするだけでは足りないと考え方は法秩序の自然法的共有財だとするだけでは足りないという文言は、もともと同時的な場合だけを指示する条の Zu という文言は、もともと同時的な場合だけを指示するものだとは思われないし、幇助が正犯行為・結果と因果的である。とはいう文言は、もともと同時的な場合だけを指示するものだとは思われないと、その和ばよく同時的でなくてもよいことは明らかだと思われるからである。とはいう、行為を予備段階にまで前倒しすることは構である。とはいう、行為を予備段階にまで前倒しすることは構である。とはいう文言は、もともと同時的な場合だけでは足りないととは明らかだと思われるからである。とはいう文字は、行為を予備段階にまで前倒しすることは構定という。とはいう文字は、行為を予備段階によって重要な示唆をもたらしうるも要であり、わが国の議論にとって重要な示唆をもたらしうるも要であり、わが国の議論にとって重要な示唆をもたらしうるものと思われる。

それでは、以下に本論文の内容を紹介する。

### Ⅰ・導 入

「a.l.i.c. の概念に関する意見交換!それは実際にまだ必要でa.l.i.c. の概念に関する意見交換!それは実際にまだ必要は、a.l.i.c. が総論における最も争いのある問題になっている今日の目からみればやや馬鹿げたものであるが、カッツェンる今日の目からみればやや馬鹿げたものであるが、カッツェンる今日の目からみればやや馬鹿げたものであるが、カッツェンシュタインの不可罰説が奏功しなかったことは、a.l.i.c. の法シュクインの不可罰説が奏功しなかったことは、a.l.i.c. の法シュクインの不可罰説が多功しなかったことは、a.l.i.c. の法シュクインの不可罰説が必要情にある。一九六八年にルジュカの例外モデルが登場して、ようやく、判例・学説におけシュカの例外モデルが登場して、ようやく、判例・学説におけシュカの例外モデルが登場して、ようやく、判例・学説におけシュカの例外モデルが登場して、ようやく、判例・学説におけシュカの例外モデルが登場して、ようやく、判例・学説におけシュカの例外モデルが登場して、ようやく、判例・学説における。

ときおり見られるにすぎないし、確立した判例、とくにBGH語ることができるにすぎず、a.l.i.c.の正当性を否定する者はだけである。ここからは、せいぜい a.l.i.c.の正当性の危機を要罰性と可罰性を堅持しており、それを構成する過程が異なる要罰性と可罰性を堅持して、完全な支配的見解は、a.l.i.c.の

解を明言してはいないものの、a.l.i.c.のルールに従って故意 ルは自手犯に対しては無力だとする圧倒的異議に対して、ここ 試みている。彼は、こうして、間接正犯の形での構成要件モデ

とで、故意の a.l.i.c. が交通犯罪にも適用できることの論証を

第四刑事部は、重要な適用事例である交通事犯で、支配的な見

の可罰性を認めている。

公式化されたのでもないことから、私には、これが a.l.i.c. に 思われた。大法廷の判断に先駆けしたものであること、傍論が を否定したとき、最高裁判例で一八〇度の転換が始まったかと もっとも、第四刑事部が交通犯罪への a.l.i.c. の適用可能性 自手性は保証されているとするのである。 では第三者による間接正犯ではなく直接正犯が問題なのだから、 ヒルシュにとっては、構成要件モデルは a.l.i.c. を基礎づけ

規範命令違反との連関が解消されてしまうとの批判を加えてい 対し、行為刑法に適合した行為責任原則が危殆化され、責任と るための唯一可能な方策である。そして、彼は、例外モデルに

る程度確かだとされていた。

こうした予測は、第四刑事部判決の直後に、BGH第三刑事

ぬ判例評釈では、a.l.i.c.の終わりが始まりを告げたことはあ 関するBGHの最後の言葉なのかは疑問であったが、少なから

刑法理論的原理から導き出される」というような利点を持って いるのかを検討する よってのみ「事態に即した帰結として法律に根ざした一般的な

以下では、ヒルシュの構成要件モデルが、a.l.i.c. はそれに

Ⅱ・間接正犯的実行の形態としての a.l.i.c.

からは、可罰性が認められるかは、問題となる行為が、少なく とも部分的に、なお責任能力ある状態で実行されたかによる。 刑法二〇条が行為と責任の同時性を指示しているとする立場

ヒルシュは、a.l.i.c. を刑法二五条一項前段に位置づけるこ ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介 (ハ)(松宮)

るが、私はこれに賛成である。

正当に評価していないので、a.l.i.c. を堅持すべきだとしてい a は後の酩酊状態で実行された行為と行為者との主観的関係を すぎない。被祝賀者は、これらの判例について、刑法三二三条 に、交通事犯では違法だとされるという厄介な状況が生じたに 判例では、a.l.i.c.が、それ以外の事案では問題とされないの とを確認したため、性急だったことが明らかになった。結局 部の決定が、確立した判例である a.l.i.c. の原理を堅持するこ

一六七三 (一〇五)

行為者が、なお帰責能力ある状態で行為実行を開始し、未遂の

が提案するように、刑法二〇条の行為概念を未遂開始より広く行為実行による構成要件実現は彼に故意のものとしては帰属さ行為実行による構成要件実現は彼に故意のものとしては帰属さい。そこで、この見解では、予備は刑法二〇条の行為概念に含まれないから、可罰性を認めるには行為開始をできるだけ早く認めざるをえなくなる。このことから、私は、この見解を「不法前倒し理論」と呼んでいる。この見解では、別の見解で、不法前倒し理論」と呼んでいる。この見解では、別の見解を表しませば、別の見解を表しませば、別の見解を表しませば、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解を表しませば、別の見解を表しませば、別の見解を表しませば、別の見解では、別の見解されば、別の見解では、別の思いまは、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の思いまは、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解では、別の見解しましまれば、別の思いまは、別の思いまは、別の思いましまれば、別の思いまは、別の思いまは、別の思いまは、別の思いまは、別の見解しまれば、別の思いまは、知の思いまは、知る、別の思いまは、

統的な未遂理論によれば、飲食店で元気づけのために飲酒した形象あるいは考え方に立ち戻らないと基礎づけられにくい。伝た行為の未遂と評価されうるかであるが、これは間接正犯の法力状態に自らを陥れることがなお責任能力ある状態で計画され従って、構成要件モデルにとって決定的な問題は、責任無能

捉え、予備を含めることは不可能である。

行為者は、場合によっては時間的・場所的に遠くにある法益侵

ざるをえない。 で得るために、典型的な予備行為を構成要件的実行行為に高めもかかわらず、飲酒に未遂を認めようとすれば、望ましい結論お幾つかの中間行動が必要であるので、予備の段階にある。に害に至るまでに、飲食店を離れ、被害者のもとへ赴くなど、な害に至るまでに、飲食店を離れ、被害者のもとへ赴くなど、な

れるが、それは、被利用者が背後者の影響領域から解放され、始は、背後者が道具に働きかけ、事象を手放した場合に認めらるものと考えられている。一般に、間接正犯における未遂の開こうした批判は、間接正犯に関する原理を考慮すれば逃れう

法益に対する実際の攻撃よりずっと前にあるかもしれない時点

ある程度始動した場合であるから、

間接正犯の未遂の可罰性は

a.l.i.c.と間接正犯の類似性に疑問があることから、実際上正論における法的構成を単独犯に転用していること、故意の者に例えられる。しかし、構成要件解決によるこうした未遂の前倒しは、共犯しかし、構成要件解決によるこうした未遂の前倒しは、共犯しかし、構成要件解決によるこうした未遂の前回を実行できる者が間接正犯と評価され、あるいは、元々の計画を実行できる者が間接正犯と評価され、あることから、実際上正されば、と間接正犯の類似性に疑問があることから、実際上正されば、の言葉を表している。

下位事例としての a. l.i.c.刑法二五条一項前段の

?

 $\prod$ 

当化されうるかは疑問である。

接正犯であると慎重な定式化を行う見解まであるが、いずれに一項後段の間接正犯の一下位事例だとする見解から、いわば間a.l.i.c. と間接正犯の関係に関しては、a.l.i.c. は刑法二五条

領域に基礎を与えるための引き立て役とされていることは間違 しても、間接正犯は、未遂の開始を前倒しし、a.l.i.c.の適用 可罰性の構成から個々の道具立てを折衷的に取り出して結びつ

たりえず、文言を超え、許されない類推解釈だというものがあ 間接正犯を援用する見解に対する批判として、行為者は他者

解が対立している。これによれば、行為者が責任無能力になっ る。これに対しては、故意の a.l.i.c. は刑法二五条一項前段の 一下位事例としての間接正犯だとする、ヒルシュも支持する見

a.l.i.c. が基礎づけられうる 自身による直接実行が存在するので自手性が保証されるために、 なくなるという利点がある。また、自手犯の場合でも、行為者 た後は他人であるという、最初から無理な証明を試みる必要が

犯に関する原理が要求される一方で、自手犯の可罰性を基礎づ 結合するものである。未遂の開始を前倒しできるように間接正 行の法的効果と間接・正犯的実行の法的効果を許されない形で しかし、この見解は、可罰性を導くために、 単独・正犯的実

けるために行為媒介が度外視され、背後者がいわば単独正犯と

犯のルールを適用するのかであり、 a.l.i.c. の行為者に単独正犯のルールを適用するのか、 して取り扱われている。しかし、 ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介(八)(松宮) 処罰を導くために、 判断されるべきなのは、 異なる 間接正

えない

道具だと言えなくても、a.l.i.c.の構成に対する批判とはなり

けることは、耐えうる基盤をもたらしえない。

Ⅳ・a.l.i.c.と間接正犯の対比可能性?

せ、さらなる行為経過を行為媒介者の行為による自動装置に委 りも時間的に先行しており、背後者は、道具を調整して始動さ ねることによって、当該事象を支配する。構成要件モデルの主 間接正犯の場合、間接的行為者の行動は直接的な行為実行よ

ことは、始動された自動作用、道具の機能の問題とされる。 の道具とし、さらなる経過を手放すのであり、その後で生じる 能力状態に自らを陥れることにより、行為者は自らを自分自身

確かに、a.l.i.c. における責任無能力の行為者は事象に対す

張者にとっては、故意の a.l.i.c. はこれと同じであり、責任無

具が行為を完遂するかは不確かだから、責任無能力者が機械的 は否定されない。 配を間接正犯の責任なき道具が有していても、 において優越しているとも言われる。しかし、こうした行為支 る行為支配を維持しており、 通常の間接正犯の場合でも、責任無能力の道 間接的行為者より外部的行為支配 背後者の可罰的

六七五 (一〇七)

場合には、被利用者と一体の人格をなす背後者は、責任無能力 響もコントロールも持たなくなるのに対し、故意の a.l.i.c.の 道具を始動させ、遅くともその時点でさらなる事象に対する影 これに対し、学説では、間接正犯の基本事例では、背後者は

れは間接正犯の基本事例における背後者にはできないことだと 放棄することにより事象を難なく中断することができるが、こ になっても、ただちには行為支配を失わないのであり、決断を

の批判がある。 さらに、a.l.i.c. の場合に、帰責無能力喪失後の行為者が他

が既遂の可罰性の心的対概念として必ず堅持されていることに 者ではなく同一人格なのだということは、まさに、故意の継続

よって、よりはっきりする。

である。これには、行為者が行為決意を責任無能力状態の発生 が構成要件実現に至るまで経過するのだと反論することは無理 よる。これに対して、責任無能力状態の発生により、自動作用 は、a.l.i.c.の場合と異なり、法益危殆化は専ら他者の行為に 対する決定的観点である。すなわち、第三者を投入した場合に これが、責任能力なき第三者を道具とする場合との対比に反

のように反応するかは殆ど予測不可能である。反対説(構成要 により固定したことが前提となるが、ある人間が酩酊状態でど

しかし、未遂の開始を限定責任能力状態が生じる直前までさ

抑制の閾値が下がるかもしれないが、同様に、それを断念する と考えているが、これは、酩酊の心理学的現象学を正当に評価 件モデル)は、責任無能力の行為者を誘導的観念の貫徹機構だ していない。酩酊者は、もともとの行為計画を実現するための

## ▽・構成要件モデルは

いのである。

かもしれないし、酩酊状態では行為決意が消え去るかもしれな

刑法二一条の適用を強いるか?

ので、刑法二一条は適用されないとする。 値超過が直接的に切迫すれば、すでに未終了未遂が認められる 意をもって、自らの責任能力を減少させ、限定責任能力への閾 らの責任能力の排除およびそれに続く構成要件実現に関する故 開始をより前倒しし、行為者が完全な責任能力ある状態で、自 なければならないとの異議を唱えた。 必然的に限定責任能力状態にあるから、刑法二一条が適用され 放す場合、自らを責任無能力の道具にする「最後の一口」前に、 この帰結を避けるために、構成要件解決の主張者は、未遂の ノイマンは、構成要件解決によれば、行為者が当該事象を手

が責任無能力であっても、間接正犯に相応する事象経過の手放 犯とを対比するレトリックとの明らかな矛盾が生じる。 行為者 らに前倒しすることにより、故意の a.l.i.c. の行為者と間接正 戦略を展開しているが、ヤコブスだけは、中止を実際上排除す 論の前提と矛盾するか二四条の理論学的基礎と矛盾する様々な 構成要件解決の主張者は、この帰結を避けるため、自らの理

自身の道具としては行為することはできないのであり、道具を られえないことは明らかである。なお制御能力ある者は、 しただけでは、もともとの故意の実現に関する自動作用が認め しは認められえないのであり、行為者が限定責任能力状態に達 自分 の中止が背後者の有利に働くのは、道具が間接的行為者の事前 の答責的でない中止行為には任意性を認めない。そして、道具 態の発生と同時に認められるとする前提をとり、帰責無能力者 る限りで一貫している。ヤコブスは、終了未遂は責任無能力状

である。責任無能力状態の発生により自動作用を始動させるの の理論学的原理と殆ど調和しえない帰結をもたらすというもの 支配領域から解放することとの対比では不完全である。 構成要件解決に対する最も重要な異議は、それは刑法二四条 している。 底すれば、どのような有害な帰結がもたらされるかを明らかに 認める。これは、間接正犯としての a.l.i.c. という考え方を徹 帰責能力を失う前に中止の根拠を留保してい場合にのみ中止を 場合の考え方を a.l.i.c. に一貫して適用し、 責任無能力者が の指示に基づいて中止した場合に限られるとする、間接正犯の

Ⅵ・中止理論との摩擦

で同情から行為計画を放棄した行為者には中止は認められない。 だけでは足りないので、構成要件解決からは、責任無能力状態 合には、中止が認められるには、さらなる行為実行を放棄する だとすれば、未遂はこの時点で終了しているが、終了未遂の場 して適用すれば、責任無能力状態に達した場合には、中止は原 中止理論を一貫 れていないし、構成要件モデルの主張者は二一条の適用を排除 ない。 任意性の論拠は今日でも説得的な理論的基礎づけはなさ 行為を放棄したという事例については、任意性の問題は重要で に達したのであれば、実際上重要である終了未遂の場合に単に としている。しかし、責任無能力の発生により終了未遂の段階 力者も二四条の意味で任意に中止しうるとすることで逃れよう このような妥当性の欠如を、圧倒的多数の見解は、 責任無能

ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介 (ハ)(松宮)

則として排除されることになる。

行為者が背後者と道具に分かれることにより、

一六七七 (一〇九)

盤は全くない。 最後の一口で終了未遂を認めているので、そうした論証には基 するために未遂の開始をさらに前倒し、責任無能力になる前の

奇妙にも、こうした問題は構成要件解決の主張者によって殆

を、a.l.i.c. の行為者は、間接正犯と対照的に、行為をなお放 ど論じられていないが、プッペは、故意の a.l.i.c. の場合には 責任無能力状態発生後も未終了未遂が存在するとし、このこと

を間接正犯と対比することと矛盾する。 棄しうることによって基礎づけるが、これは、プッペがa.l.i.c.

ここから逃れる道は、例外的に、終了未遂の場合にも単なる

シンは、任意の中止が刑事政策的な動機に基づく答責阻却事由 者が例外的に中止しうる、終了未遂の特別事例だとする。 るのは形式主義的だとし、責任無能力を惹起した場合は、行為 終了未遂の場合には行為決意の放棄による中止ができないとす 中断による中止を認めることにしかない。クーンとペプストは ゜ロク

> 的な中止理論に合わないことを示している。これの主張者が例 めに体系違反の批判を甘受しなければならないとの批判は、自 外モデルに対してなす、刑事政策的に満足のゆく結論を得るた これらの試みは、 a.l.i.c. に関する間接正犯モデルは、

されるものを持ち出す必要はない。 なければ、刑法二○条の目的や立法者の刑事政策的目的設定と らに跳ね返ってくる。a.l.i.c.を間接正犯として誤って構成し

刑法二五条一項前段に位置づけることは、解決より困難をもた れうるものではない。これまでの考察から、故意の a.l.i.c. を る刑法理論上の概念から「事態に即した帰結」として導き出さ 従って、こうした方法での a.l.i.c. は、 法律の中に見出され

Ⅵ・例外ルールは責任原則に反するか?

最後に、責任原則が、立法者に対し、a.l.i.c. を捉えるため

らすことが分かった。

障害ないし阻害が、この状態で可罰的行為を実行する目的で、 刑法に取り入れることを禁じているのかを考察する。 例として 行為者自身によって惹起された場合には、適用されない。」と 考慮に値するのは、「一○条、一一条の規定は、意識の重大な に、あると信じられている二○条の同時存在原則の例外規定を

転されてしまうとする。

なのにここで免責を挫折するために用いられるのでは意味が逆 必要としないことには十分な理由があるし、二〇条は免責規定 とするかは立法者の刑事政策的目的設定次第であるが、それを だとすれば、中止が認められるために中止者に責任能力を必要

するスイス刑法一二条である。 ヒルシュは、責任非難をなお構成要件に該当しない事前の行

行為責任原則は決して例外を許さないとする。ロクシンも、ま 為に結びつける立法論を否定し、行為の実行に関連づけられた されるために、同時存在原則が必要なのかを考察すべきだろう。

だと思われる。遅きに失したが、責任原則の機能が正当に評価 その原則の例外を認めるための実質的根拠を熟考する方が誠実

a.l.i.c. の場合には、権利濫用の考え方を考慮して、ただち

そうした責任が犯罪行為の中に表れた場合しか決して処罰しな 宙に浮いた責任が生じるというのである。しかし、例外理論も、 状況という試練を耐え抜いておらず、単なる悪しき心情である、 行為実行から切り離して責任を前倒しすることにより、決定的 た、例外モデルは責任原則に反し、絶対に実行できないとする。 いのだから、そうした批判が責任の前倒しモデルの矛盾の論証 とが立法者に否定される理由は全く追試不可能である。自ら引 法にも決して馴染みがないものではない。 き起こした責任の欠損を実質的に排除するという法的思考は刑 しく自然法的共有財であるこの考え方を実定法的に考慮するこ に同時存在原則を制限することは正当化される。 法秩序のまさ

bei」という文言を拡張的に「関して bezüglich」の意味で解釈 地が、すでに解釈論として認められるのではないかということ することを提案している。十分に理解された責任原則には、こ である。私は、責任原則の目的に立ち戻り、刑法二〇条の「際 題となるのは、同時存在理論の放棄を認めるそうした例外の余 いとすれば (私はそうでなければならないと思う)、最後に問 責任原則への支持が同時に同時存在原則への支持を要求しな

するために、「連関説」と呼んでいる。 れで十分である。私は、この考え方を、責任連関の要件を強調 際」であり「関して」ではないとする批判がありうることを こうした拡張的・抽象化的解釈方法に対して、 は

ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ古稀祝賀論文集の紹介 (八) (松宮)

違反を理論学的な補助構成によって覆い隠そうとするよりは、 的状況という試練に負けたと言えるのだろうか。同時存在原則 だと非難することには殆ど説得力がないと思われる。限定責任

同時に、例外的にこの段階に責任非難を結びつけることが違憲 為まで拡張することによって同時存在を維持しようとしながら、

能力との境界を超えたことで未遂に達したとされる者が、決定

反だと批判することも疑問である。私には、行為概念を予備行

法秩序を、責任原則違反であると同時に法治国家的根本原則違

また、ドイツで議論されている例外ルールを実定化している

になっているかは疑問である。

一六七九(一一一)

れうる。立法者は、刑法二七条で、幇助行為は行為のために 助は、行為の時点で行われる必要はなく、行為の前段階でなさ か、抽象化的な連関をも表現しうるのかであるが、例えば、幇 私は完全に意識している。そこで、問題とされるべきは、 「際」という文言が言語慣用において同時性の意味に尽きるの

(zu) 行われなければならないと規定しているが、幇助概念が という文言に関する言語慣用は、抽象化的用法に移行している 二七条に反するとは誰も言わない。こうした例からも、「際」

れなければならないかという問題は、これによっては回避でき ことが分かる。刑法二〇条から同時存在原則の承認が導き出さ

牲にするよりは、同時存在原則の神話に別れを告げる方がずっ ないが、理論学的廉潔さのために a.l.i.c. を同時存在原則の犠

と確かだと思われる。

(安田拓人)